

公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十二号）

改正案	現行
<p>（外国会社等財務書類の対象となる有価証券）</p> <p>第三十条 法第三十四条の三十五第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（外国の者が発行者であるものに限る。）</p> <p>四〇八 （略）</p>	<p>（外国会社等財務書類の対象となる有価証券）</p> <p>第三十条 法第三十四条の三十五第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇七 （略）</p>